

第 11 次神奈川県職業能力開発計画の策定について

1 第 10 次神奈川県職業能力開発計画終了後の新たな職業能力開発計画の策定について

- 第 10 次計画策定時点の平成 27 年当時の職業能力開発を取り巻く状況として、少子高齢化や、生産年齢人口が減少する中、産業を支える人材の確保や労働力の質の維持・向上が求められていた。
そこで、第 10 次計画では、若者、女性、中高年齢者、障害者などの多様な人材が、能力を発揮して働いていただけるように、キャリア形成を支援していくことや、本県の基幹産業である「ものづくり分野」のニーズを踏まえ、産業構造の変化や技術革新に合わせて、戦略的に人材を確保していくことなどに重点を置いた。
- 第 11 次計画期間となる令和 3 年からの 5 か年においては、少子高齢化がさらに進展することや AI、IoT、ロボットといった第 4 次産業革命による技術革新の進展も一層進展することが見込まれていることから、引き続き産業を支える人材の確保や労働力の質の維持・向上に向けて、時代の変化に対応した職業能力開発を支援する必要がある。
- また、働き方の多様化への対応や就職氷河期世代の不安定な就労を繰り返している方への支援、さらに、新たな労働の担い手として外国人材の育成・活躍支援も行う必要がある。
- そうした状況に対応していくためには、第 10 次計画の計画期間終了後も、県をはじめ国や民間の教育訓練機関、企業などの多様な主体が連携・協力し、効果的な人材育成を進めていく必要があり、職業能力開発に係る課題を明確化した上で、様々な取組みの体系化を図り、課題解決に向けた目標を示す新たな計画が必要である。
- 今後、国の第 11 次職業能力開発基本計画策定の進捗状況に留意し、国の基本計画の内容を踏まえながら、県の次期計画の策定作業を進めていく。

2 策定スケジュール（想定）

令和 2 年 8 月	第 1 回神奈川県職業能力開発審議会に、計画の策定を諮問
令和 2 年 9 月	計画の基本的考え方について議会に報告
令和 2 年 11 月	第 2 回神奈川県職業能力開発審議会にて、計画素案を審議
令和 2 年 12 月	計画素案について議会に報告
令和 2 年 12 月 ～令和 3 年 1 月	計画素案について、県民等の意見募集を実施
令和 3 年 2 月	第 3 回神奈川県職業能力開発審議会にて、計画案を審議 計画案を議会に報告
令和 3 年 3 月	計画を決定

<参考>職業能力開発基本計画について（職業能力開発促進法第七条）

- 都道府県は、職業能力開発基本計画（※）に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。
- 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね国の職業能力開発基本計画に定める事項について定めるものとする。

※ 職業能力開発基本計画 = 国が定める計画（職業能力開発促進法第五条）

- 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。
- 職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
 - ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
 - ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項